

第 73 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
株式会社エネルギー・コミュニケーションズへの追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、どのような措置が必要だとお考えですか。

(関口構成員)

(株式会社エネルギー・コミュニケーションズ回答)

①約款化の必要性の有無

「非指定電気通信設備に対して、原則、事業者間精算は実施するが、条件付きで、選択可能かつ、双方が合意する場合に限り実施可能」である旨を接続約款に記載してはどうか。

②約款化した場合の呼種（かけ放題呼の除外）

第 69 回の IPSPro 殿のご意見のとおり、発側事業者が設定した定額制サービス等によって発生したトラフィックにより、着側の設備資源の消費と収入のバランスが取れなくなる事業者が出てくることは問題と捉えているため、ビル&キープを導入する場合は、かけ放題呼を取り扱うサービス等によって発生したトラフィックをビル&キープの対象から除外し、これらに伴う費用を発側事業者が負担する仕組みとしつつ、従来通り事業者間精算すべきと考える。

③接続形態等の条件付け

非指定電気通信設備側が、ビル&キープを要望する場合に限って、ビル&キープを選択可能にする。

以上